

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 主要国及び台湾における特許及び商標の
審査基準・審査マニュアルに関する調査研究報告書
【商標編】

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

4. ベトナム

4. 1 ベトナムにおける商標関連法規

ベトナムにおける商標関連法規は以下のとおりである。

- ・知的財産法 2005 年 11 月 29 日裁可の法律第 50/2005/QH11 号(2006 年 7 月 1 日施行)を改正した 2009 年 6 月 19 日裁可の法律 36/2009/QH12 号(2010 年 1 月 1 日施行)⁹⁸
- ・産業財産に関する行政上の罰則措置政令 2010 年 9 月 21 日政令 No.97/2010/ND-CP 2010 年 11 月 9 日施行⁹⁹
- ・知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する知的財産法の条項の細則及び施行ガイドラインの政令 105 号¹⁰⁰
- ・産業財産に関する行政上の罰則措置政令 106 号¹⁰¹
- ・産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令¹⁰²
- ・産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提

⁹⁸ ベトナム知的財産法

[http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/6D6AF53DCD1C49084725767C00209464/\\$FILE/Luat%20So%20huu%20tri%20tue%20sua%20doi.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/6D6AF53DCD1C49084725767C00209464/$FILE/Luat%20So%20huu%20tri%20tue%20sua%20doi.pdf) (ベトナム語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 22 日)

[http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=A3257F48CA99547A4725773100292BFB](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=A3257F48CA99547A4725773100292BFB) (英語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 22 日)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/tizaihou.pdf> (日本語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 22 日)

⁹⁹ 産業財産に関する行政上の罰則措置政令

[http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/51053484F36DBFEE472577C200165661/\\$FILE/ND%2097-2010%20Xu%20phat%20HC%20trong%20lv%20SHCN.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/51053484F36DBFEE472577C200165661/$FILE/ND%2097-2010%20Xu%20phat%20HC%20trong%20lv%20SHCN.pdf) (ベトナム語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 22 日)

http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/sangyou_seirei.pdf (日本語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 22 日)

¹⁰⁰ 知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する知的財産法の条項の細則及び施行ガイドラインの政令 105 号

http://www.moi.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=15238 (ベトナム語) (最終アクセス日:2014 年 8 月 22 日)

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (日本語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 22 日)

¹⁰¹ 産業財産に関する行政上の罰則措置政令 106 号

http://moi.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=15237 (ベトナム語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 22 日)

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm> (日本語)

(最終アクセス日:平成 26 年 8 月 22 日)

¹⁰² 産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令

http://www.moi.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14027

(ベトナム語) (最終アクセス日:2014 年 8 月 22 日)

http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/sangyou_svourei.pdf (日本語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 22 日)

4. 2 ベトナム知的財産庁で作成されている審査基準関連資料及びその概要

ベトナム知的財産庁(National Office of Intellectual Property of Vietnam: 以下「NOIP」)においては、以下の審査基準関連資料が作成されているとの情報を得た。

①商標審査ガイドライン

(QUY CHẾ THẨM ĐỊNH ĐƠN NHÃN HIỆU) (ベトナム語)

2009年作成開始、ヒアリング時点(2014年11月)で未完成

総ページ数: 71 ページ

概要:

本ガイドラインは、商標審査官が審査業務を行う際に庁内で利用することを目的とした業務標準である。2009年に作成が開始されたが、ヒアリング時点(2014年11月)において未だ完成しておらず、仮運用が行われている状況である。本ガイドラインの構成は以下のとおりである。

第I部	一般規定
第II部	方式審査
第III部	実体審査
第IV部	第三者の意見の同意
第V部	分割出願と分割出願の同意
第VI部	出願の取下げ及び取下げられた出願の同意
第VII部	出願の補正請求の審査
第VIII部	出願の譲渡の求めについての審査
第IX部	行政管理規定
第X部	実施条項

¹⁰³ 産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の施行ガイドラインを提供する省令

http://www.moi.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14027 (ベトナム語) (最終アクセス日:2014年8月22日)

https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/vietnam/sangyou_syourei.pdf#search=%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%B3%95%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E6%9D%A1%E9%A0%85%E3%82%92%E8%A9%B3%E7%B4%B0%E3%81%AB%E8%A6%8F%E5%AE%9A%E3%81%97%E3%80%81%E3%81%9D%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%92%E6%8F%90 (日本語)

(最終アクセス日:2014年8月22日)

4. 2. 1 審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力

①商標審査ガイドライン

本ガイドラインは「本文書は商標審査官が審査業務を行うために庁内部で使用する業務標準である。」と位置付けられている。本ガイドラインは法的拘束力のない指針であり、裁判では参考にはされない。

4. 2. 2 審査基準関連資料の作成及び改訂

(1)審査基準関連資料改訂の理由

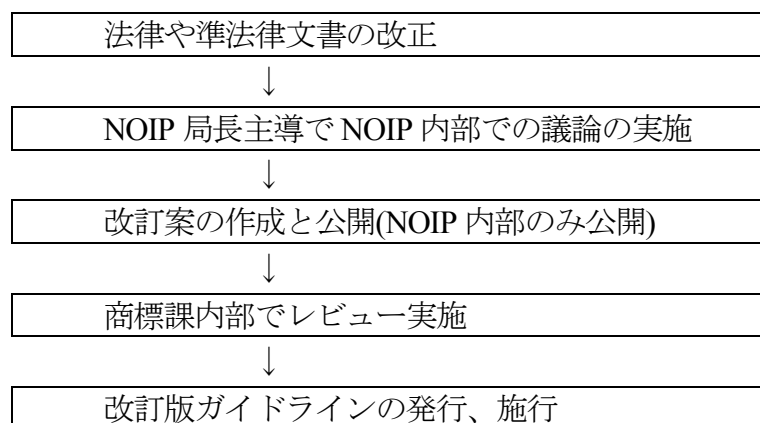
審査基準関連資料の改訂理由としては、次の理由が挙げられる。

- ・省あるいは庁のリーダーによる指示

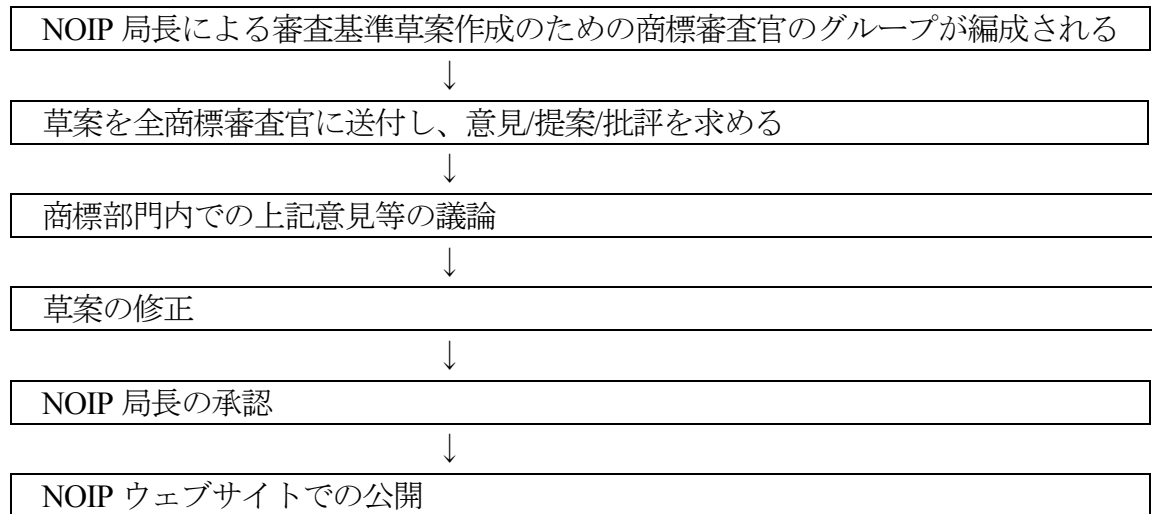
(2)審査基準関連資料の改訂の流れ

NOIP における審査基準関連資料の作成及び改訂の流れは下記の通りである。現状の審査基準関連資料は非公開であり、プロセス①に従って取り扱われている。また、今後審査基準関連が公開される場合はプロセス②に従うという情報を得た。

プロセス①



プロセス②



4. 2. 3 審査基準関連資料の改訂の頻度

NOIP が作成している審査基準関連資料などの更新頻度並びに最新の改訂・発行時期は以下のとおりである。

発行時期: 2009 年に作成を開始しているが、ヒアリング時点(2014 年 11 月)において未完成

改訂の頻度: 作成中のため未改訂

最近の改訂時期: 作成中のため未改訂

改訂の概要: 作成中のため未改訂

4. 3 商品・役務の区分に関して

ベトナムはニース協定には加入はしていないが、ニース協定に基づく国際分類を採用している。出願人のために、NOIP はニース分類第 10 版「商品及び役務の国際分類」をベトナム語に翻訳し、これに関する通知書と共にベトナム語の翻訳を公開している。指定商品・役務の区分及び表示の判断方法、商品・役務の類否の判断方法については以下のとおりである。

4. 3. 1 指定商品・役務の区分及び表示の判断方法

指定商品・役務の区分及び表示の判断に関して、公開していない審査基準に照らして判断するようである。

基準名: 商標審査ガイドライン

第 2 章 方式審査

7.9 特定の商品・役務の分類及び表示の判断

上記 7.9 の概要は以下のとおりである。

1. 国際分類の商品・役務の名称が複数の意味を含む場合に、ベトナム語に訳した時にその区分に分類されるべき商品・役務の分類基準に相当する意味を有するようにならなければならない。例えば、「モデリング」という言葉は、ベトナム語で “mẫu vật” 又は “người mặc quần áo làm mẫu” を意味するので、「広告又は販売促進のためのモデリング」は、ベトナム語で、“dịch vụ người mẫu phục vụ cho quảng cáo hoặc xúc tiến việc bán hàng” と訳され、第 35 類に分類しなければならない。
2. 一般的なベトナム語の単語を商品・役務の特定に使用しなければならない。一般的な単語でないもの、俗語、特定の地域で使用される言葉、あるいはまれに使用される単語は受け入れられない。
3. 商品・役務の名称がベトナム語に対応するものがない場合は、そのままにすることが可能である。例えば、「ヘアケアジェル」は、ベトナム語で “Mỹ phẩm chăm sóc tóc dạng gel” と翻訳することができる。
4. 商品・役務の記載は明瞭でなければならない。普通の記載又は非常に詳細な記載は受け入れられない。

現在登録出願の審査は 2 つの部署(商標 1 課及び 2 課)のどちらかによって行われるが、商品・役務の分類及び記載に関するガイドラインが十分でないため、2 つの部署によって判断が異なる事例が発生しているとの情報がある。

4. 3. 2 商品・役務の類否の判断方法

商品・役務の類否の判断に関して、公開していない審査基準に照らして判断するとされている。ただし、JPOの「類似商品・役務審査基準」に相当する具体的な類似基準を記載した資料はないようである。

基準名: 商標審査ガイドライン
第3章 実体審査
第21.2 商品・役務の類否

上記21.2の概要は以下のとおりである。

- 1) 2つの商品・役務が以下の特徴を有する場合に2つの商品又は2つの役務は類似とみなされる：
 - (i) 同じ性質(組成、成分)を有すること、又は同じ機能、同じ使用目的を有すること(例えば、ズボンとシャツ、靴とサンダルなど)
 - (ii) 共通する性質及び同じ機能、使用目的を有すること(例えば、ビールとワイン、服とシャツ、レンガとタイル)
 - (iii) 類似の性質を有すること(例えば、ケーキとキャンディ、コーヒーとココア等)
 - (iv) 類似の機能、使用目的を有すること(例えば、美容院の分野における買付け及び販売サービス、工業用粘着剤と家庭用粘着剤等)
 - (v) 同じ販売経路での売買(同じ方法で頒布され、同じ種類の店で一緒に販売又は競合して販売されるもの(例えば、ブランケット、枕、クッション等、又は歯ブラシと歯磨き粉等のように一緒に使用されるもの))

- 2) 以下1つ以上に該当する場合、商品と役務は類似しているとみなされる
 - (i) 本来的に相互関係にあるもの(商品。役務又は商品・役務の材料・成分が他の商品・役務の一部を形成するもの(例えば、バイクとバイクの組立てサービス、服と仕立屋一作製サービス等)
 - (ii) 機能的に相互関係にあるもの(商品又は役務の機能を果たすのに一方の使用が必要であるか、通常一緒に使用するもの(例えば、医薬品と医薬品取引等)
 - (iii) 実現方法において近い関係を有するもの(商品又は役務がもう一方の使用又は実施の結果であるもの(例えば電話と電気通信サービス))

4. 4 審査基準関連資料の内容について

NOIP が作成している審査基準関連資料において、下記項目に該当する箇所は以下のとおりである。

4. 4. 1 自国以外の歴史上の人物名からなる商標登録出願に関する規定

以下に関連の記述があるようである。

基準名: 商標審査ガイドライン
第 III 部 実体審査
17. 商標の登録可能性
17.5

上記 17 の概要は以下のとおりである

17. 登録可能な商標

以下の商標は、他の要素と組み合わせたとしても登録を拒絶される：

17.5 ベトナム又は外国の指導者、国民的英雄又は著名人の実名、別名、筆名若しくは肖像と同一又は混同を生じさせるほど類似の商標。

例：ホー・チ・ミン、アイザック・ニュートン

4. 4. 2 地理的表示・原産地呼称を商標として登録するための規定

ベトナムにおいて地理的表示・原産地呼称を登録するための規定は以下のとおりである。

(1) 地理的表示・原産地呼称を保護する法律(制度)

ベトナムにおいて地理的表示・原産地呼称は、知的財産法によって保護され、地理的表示、団体商標あるいは証明商標として登録が可能である。地理的表示の出願人は事実上、政府関連機関に限られる¹⁰⁴ため、民間組織等は団体商標又は証明商標として登録を行う。

¹⁰⁴ ベトナム知的財産法第 88 条 地理的表示を登録する権利

ベトナムの地理的表示を登録する権利は、国家に属する。国家は、地理的表示を付した製品を生産する組織及び個人、当該組織及び個人を代表する団体組織、又は当該地理的表示が属する地方行政当局に対し、当該地理的表示を登録する権利の行使を許可する。地理的表示を登録する権利を行使する者は、当該地理的表示の所有者となつてはならない。

(2)地理的表示・原産地呼称の主体要件の審査、資料、プロセス等

知的財産法において地理的表示・原産地呼称を団体商標又は証明商標として登録を行う場合、出願人の主体要件が審査される。

団体商標又は証明商標の登録出願においては保護を求める商標を特定する書類、見本、情報として規約を含まなければならない(知的財産法第 105 条(1))。

団体商標の規約は下記の内容から構成されなければならない(知的財産法第 105 条(4)):

- (a) 当該標章所有者である団体組織の名称、住所、設立及び運営の根拠
- (b) 当該団体組織の構成員となる条件
- (c) 当該標章の使用を許可された組織及び個人の一覧
- (d) 当該標章を使用する条件
- (dd) 団体標章の使用に関する規約に違反する行為に対処する措置

団体商標の規約は下記の内容から構成されなければならない(知的財産法第 105 条(5)):

- (a) 当該標章所有者である組織又は個人
- (b) 当該標章を使用する条件
- (c) 当該標章により証明される商品及びサービスの特質
- (d) 商品及びサービスの特質の評価方法並びに当該標章の使用の監督方法
- (dd) もしある場合は、当該標章の証明及び保護のために標章使用者が支払を要する経費

また組合等の団体である場合は県の発行する証明書が必要である。外国で登録された地理的表示に関しては、その国で登録されたことを示す書類(登録証)の提示が必要となる。

本審査の基準等に関しては審査基準関連資料などには記載はない。

4. 4. 3 登録要件や不登録事由に関する規定

(1)登録要件に関する規定

商標の登録要件は、下記にまとめられている。

基準名: 商標審査ガイドライン

第 III 部 実体審査

17. 登録可能な商標

17.8

17.8.1

17.8.3

17.8.4

上記の概要は以下のとおりである。

17.8.1 1つ又は複数の容易に認知及び認識できる要素からなり、又は容易に認知及び認識できる組み合わせを形成する多くの要素からなる場合、商標は識別性を有する。

17.8.3. 知的財産法第 74.2 条に規定され、通達第 01 号 39.6 に特定された、文字商標及び図形商標の組み合わせである商標(結合商標)の識別性の判断；結合商標は、文字商標と図形商標とを組み合わせたときに全体として識別性があるとみなされ、具体的には以下のようなものである：

- a)文字商標と図形商標にすべて識別性があり、全体に識別性があるように組み合わせられる；
- b)標章における強い構成要素(需要者の感覚に強い影響を与え、その商標に注意を向けさせ、印象を与える要素)は識別性のある文字商標又は図形商標だが、他の構成要素は識別性がないか識別性が弱い。
- c)結合商標において、識別性がない又は識別性が弱い文字商標及び図形商標からなる場合、これらの商標が特徴的な組合せにより特定の印象を与えるとき、組合せ全体として識別性があるとみなされる。
- d)結合商標が、識別性がない又は識別性が弱い文字及び図形の構成要素からなるが、通達第 01 号 39.5 の規定による使用によって、組合せ全体として識別性が生じる。

17.8.4 IP 法第 74.2 条に規定され、通達第 01 号の 39.5 に特定された例外の出願の可能性の判断：

- a)本通達の第 39.3 節 a、b、c、f 及び g 並びに第 39.4 節 a、b、c、d 及び e に特定された場合に該当する商標は、商標として使用され需要者に広く知られ、従って標章が関連する商品及び役務と識別できるようになっている。例えば：
BP(石油) P/S(歯磨き粉)

- b)この例外の出願の対象となるには、出願人は、標章を広く使用していることを示す証拠(使用開始の時期、使用している範囲及び程度など。ここで、当該標章が法的に認められた生産、事業、コマーシャル、広告又は販売活動で使用されている場合に、「使用されている」とみなされる。)、及び商標所有者の関連する商品及び役務と識別性を有しているという証拠を提出しなければならない。この場合、当該標章が実際に連続してかつ広く使用されている形で表されている場合に、識別性を有していると認識される。

(2)不登録事由に関する規定

商標の不登録事由は、下記にまとめられている。

基準名: 商標審査ガイドライン

第 III 部 実体審査

17. 登録可能な商標

17.1

17.2

17.3

17.4

17.5

17.6

17.7

17.8

17.8.1

17.8.2

上記の概要は以下のとおりである。

17. 登録可能な商標

以下の商標は、他の要素と組み合わせたものであっても、登録を拒絶される：

17.1. 音、味等の見えない商標

17.2. 国防及び国家安全、公安等に適合しない商標 例え：ビン・ラディン

17.3. 国旗、国の紋章と同一又は類似の商標

17.4. ベトナム又は国際組織の機関、政治的組織、社会政治的組織、社会政治的専門組織、社会的組織、又は社会的専門組織の記章、旗、紋章、略称、完全名称と同一又は混同を生じる程に類似の商標。但し、当該機関又は組織により許可された場合を除く。

例え **MOST**

17.5 ベトナム又は外国の英雄又は著名人の実名、別名、筆名、肖像と同一又は混同を生じ

る程度に類似の商標 例えは：ホー・チ・ミン アイザック・ニュートン

17.6 証明印、管理印、保証印と同一又は混同を生じる程度に類似の商標 例えは：ISO

17.7 商品又は役務の起源、機能的パラメーター、用途、品質、価格又はその他の特質について需要者に誤認若しくは混同を生じさせるおそれがある商標

例えは：メイド・イン・U.S.A.

17.8.1 知的財産法の第 74.2 条に規定された、通達第 01 号の第 39.3 節で特定された、文字及び数字である商標(「文字商標」)の本来の識別性の判断；以下の商標は登録できないとみなされる：

a)ベトナムの需要者が、ラテン語起源でないために、商標の言語を通常理解できない商標。例えは、スラブ語やベトナム語以外の東洋の言語等。(図に付随するものを除く。)

b)商標の言語が、ラテン語起源であるが読めない要素を含む(図に付随するものを除く)。 例えは BT AA DC2

c)商標が、非常に多くの文字(数字を含む)又は語句を含み、あるいは不規則であるため、読み手が理解できないか又は意味が不明。

例えは BGMHCK

d)商標における言語又は単語集がラテン語由来であるが、ベトナムで一般的に使用されており、当該商標に識別性がない。 例えは：Nylon

e)言語又は単語集が、関連する商品又は役務の通常の名義としてベトナムで使用されている。 例えは：ホテル、リゾート

g)商標における言語又は単語集が、原産地、製造方法、商品の種類、商品又は役務の品質若しくは性質、組成、使用、価格等を示す商標等のような、標識に係る商品又は役務を説明するもの。

例えは：ジャパングオリティー、エクセレント、パーフェクト

h)商標における言語又は単語集が、標章所有者の法的形態又は事業部門を説明するもの。 例えは：グループ、Co., Ltd.

i)言語又は単語集が広く使用されている。

例えは：インターナショナル、グローバル

k)知的財産法第 73.5 条に規定される、商品又は役務の起源、機能的パラメーター、用途、品質、価格又はその他の特質について需要者に誤認若しくは混同を生じさせるおそれがある商標； 例えは：ジャパングオリティー

17.8.2 知的財産法第 74.2 条に規定され、通達第 01 号の 39.4 で特定された、絵又はイメージ(「図形商標」)である商標の識別性の判断；図形商標は以下の場合に登録できないとみなされる：

a)商標が幾何学的商標(三角形等)等の一般的な商標であるか、製品又は包装を飾るために使用される線のみである。

b)商標が非常に複雑で込み入っているために需要者が理解できないか容易に記憶できない。

c)商標の図又はイメージが広く使用されるロゴ等である。

- d) 図又はイメージが、標章を付した商品を説明する。
- e) 図又はイメージが、商品・役務の起源について需要者を誤認混同させる。
例えば、フランス起源でない商標・役務にエッフェル塔の図
- g) 商標のイメージがベトナム又は外国の国民的英雄又は著名人と同一又は類似であり、それにより誤解を生じる。

4. ベトナム

(1) 知的財産庁

- ・ National Office of Intellectual Property of Vietnam (NOIP)

<http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en>

(最終アクセス日: 2015年2月12日)

(2) 商標関連法規・規則等

- ・ 知的財産法 2005年11月29日裁可の法律第50/2005/QH11号(2006年7月1日施行)を改正した2009年6月19日裁可の法律36/2009/QH12号(2010年1月1日施行)

[http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/6D6AF53DCD1C49084725767C00209464/\\$FILE/Luat%20So%20huu%20tri%20tue%20sua%20doi.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/6D6AF53DCD1C49084725767C00209464/$FILE/Luat%20So%20huu%20tri%20tue%20sua%20doi.pdf) (ベトナム語) (最終アクセス日: 2014年8月22日)

[http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=A3257F48CA99547A4725773100292BFB](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en?proxyUrl=/noip/cms_en.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=A3257F48CA99547A4725773100292BFB) (英語)

(最終アクセス日: 2014年8月22日)

- ・ 産業財産に関する行政上の罰則措置政令 2010年9月21日政令 No.97/2010/ND-CP 2010年11月9日施行

[http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/51053484F36DBFEE472577C200165661/\\$FILE/ND%2097-2010%20Xu%20phat%20HC%20trong%20lv%20SHCN.pdf](http://noip.gov.vn/NOIP/RESOURCE.NSF/vwResourceList/51053484F36DBFEE472577C200165661/$FILE/ND%2097-2010%20Xu%20phat%20HC%20trong%20lv%20SHCN.pdf) (ベトナム語) (最終アクセス日: 2014年8月22日)

- ・ 知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する知的財産法の条項の細則及び施行ガイドラインの政令 105号

http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=15238 (ベトナム語) (最終アクセス日: 2014年8月22日)

- ・ 産業財産に関する行政上の罰則措置政令 106号

http://moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=15237 (ベトナム語) (最終アクセス日: 2014年8月22日)

- ・ 産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の施行ガイドラインを提供する省令

http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?Item

[ID=14027](#) (ベトナム語) (最終アクセス日:2014年8月22日)

- ・産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の施行ガイドラインを提供する省令

http://www.moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14027 (ベトナム語) (最終アクセス日:2014年8月22日)

https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/sangyou_syourei.pdf#search=%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%B3%95%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E6%9D%A1%E9%A0%85%E3%82%92%E8%A9%B3%E7%B4%B0%E3%81%AB%E8%A6%8F%E5%AE%9A%E3%81%97%E3%80%81%E3%81%9D%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%92%E6%8F%90

(日本語) (最終アクセス日:2014年8月22日)

(3) 審査基準関連資料

審査基準関連資料は一般に公開されていない。